

令和2年度 高年齢者助成金等説明会

高年齢者がいきいきと働き、社会の支え手として活躍し続ける生涯現役社会の実現

【高年齢者助成金等説明会 次第】

- 1 高年齢者雇用の現状と対策について
- 2 高年齢・障害者雇用支援業務について
- 3 65歳超雇用推進助成金について
 - * 65歳超継続雇用促進コース
 - * 高年齢者無期雇用転換コース
 - * 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
- 4 個別相談会

岐阜労働局、各公共職業安定所

独立行政法人
高年齢・障害・求職者雇用支援機構

※当日ご持参いただくもの

1. 筆記具（特にマーカーペン）
2. ご自身の所属する事業所の就業規則の「定年部分」の写し
（説明会の内容がより理解できます）

裏面申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて、開催日の一週間前までに、お申込みください。
（定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。）

**なお、お申込み後の確認はいたしません。定員を超えた場合のみご連絡させていただきます。
また、お申し込み後に、ご欠席される場合は、ご連絡頂けるようお願い致します。**

ご参加予定の皆様へ

今回、助成金説明会開催のため各施設を利用するにあたり、施設側から新型コロナウイルス感染防止対策を遵守するように申し伝えられております。

当機構としても各施設の感染防止対策を遵守するため、また、今回ご参加される皆様方の安全に配慮するため、各施設の感染防止対策に沿って説明会を開催したいと考えております。つきましては以下の点に関してご協力の程よろしくお願いいたします。

1. **マスクの着用をお願いいたします。**
2. **熱がある方、体調不良の方は参加をご辞退ください。**
（当日受付時に、体温チェックをさせていただきます。体温次第では入場お断りする場合がございます。）
3. **受付時、手指消毒をお願いいたします。**
（消毒液については機構が用意いたします）
4. **廃棄物（ペットボトル、使用済みマスク、使用済みティッシュペーパー等）についてはご自分でお持ち帰りください。**
5. **ご参加の皆様の間隔を確保するため、参加人数は各施設から制限されております。つきましては、参加人数は各会場最小限にさせていただきましたので、ご容赦頂くようお願いいたします。**

65歳以上への定年の引上げや有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させる制度の導入を考慮おられる事業主様は一度出席をご検討ください。

※65歳超雇用推進助成金の詳細は高年齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

[\(https://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/\)](https://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/)



FAX. 058-266-5329

令和2年度 高年齢者助成金等説明会 参加申込書

申込日 令和2年 月 日

事業所名					
TEL	—	—	FAX	—	—
所在地	〒 —				
出席者	所属部課		氏名		
参加希望会場 ※下記会場のいずれか1つを選択して下さい					
○印	回数	定員	日時	会場名	
	1回目	30	9月2日(水) 10:00~11:30	大垣①	大垣市情報工房 会議室4 住所:大垣市小野4-35-10 (0584-75-7000)
	2回目	20	9月8日(火) 14:00~15:30	美濃加茂	みのかも文化の森 研修室 住所:美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1 (0574-28-1110)
	3回目	40	9月15日(火) 10:00~11:30	岐阜①	メディアコスモス かんがえるスタジオ 住所:岐阜市司町40-5 (058-265-4101)
	4回目	40	9月15日(火) 13:30~15:00	岐阜②	メディアコスモス かんがえるスタジオ 住所:岐阜市司町40-5 (058-265-4101)
	5回目	30	9月25日(金) 10:00~11:30	大垣②	大垣市情報工房 会議室4 住所:大垣市小野4-35-10 (0584-75-7000)
	6回目	40	10月2日(金) 10:00~11:30	岐阜③	メディアコスモス かんがえるスタジオ 住所:岐阜市司町40-5 (058-265-4101)
	7回目	40	10月2日(金) 13:30~15:00	岐阜④	メディアコスモス かんがえるスタジオ 住所:岐阜市司町40-5 (058-265-4101)
	8回目	40	10月5日(月) 13:30~15:00	多治見	パロー文化ホール(多治見市文化会館) 大会議室 住所:多治見十九田町2-8 (0572-23-2600)
	9回目	20	10月21日(水) 13:00~14:30	高山	高山市民文化会館 2-5会議室 住所:高山市昭和町1-188-1 (0577-33-8333)
	10回目	30	10月28日(水) 10:15~11:45	関	関市文化会館 第3・4会議室 住所:関市桜本町2-30-1 (0575-24-2525)
	11回目	20	11月5日(木) 13:30~15:00	土岐	岐阜職業能力開発促進センター (ポリテクセンター岐阜) 101会議室 住所:土岐市泉町定林寺字園戸963-2 (0572-54-3161)
	12回目	20	11月12日(木) 13:00~14:30	中津川	中津川公共職業安定所 合同庁舎5階会議室 住所:中津川市かやの木町4-3中津川合同庁舎 (0573-66-1337)

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を遵守し、ご記入いただいた個人情報は説明会に関する事務処理にのみ利用させていただきます。

問合せ先

処理欄

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部 高齢・障害者業務課
〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-frontII 7F
TEL 058-265-5823 FAX 058-266-5329 担当:水谷、大坪

keikyo

65歳超雇用推進助成金のご案内

～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、旧定年年齢（※¹）を上回る年齢に引き上げること。
- ・定年の引き上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ・高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置（※²）を実施すること。

支給額

実施した制度	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	引き上げた年数	5歳未満	5歳	5歳未満		5歳以上	4歳未満	4歳	5歳未満
60歳以上の被保険者数 ※ ³									
1～2人		10	15	15	20	5	10	10	15
3～9人		25	100	30	120	15	60	20	80
10人以上		30	150	35	160	20	80	25	100

■ 1事業主あたり（企業単位）1回限り（単位：万円）

～高齢者評価制度等雇用管理改善コース～

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主の皆様を助成します。

措置の内容

- ・高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し又は導入
- ・法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドック又は生活習慣病予防検診）の導入

（注1）措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約又は就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費（注2）の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》

（注2）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（経費の額にかかわらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。）

〔《 》内は生産性要件を満たす場合※⁴〕

～高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

申請の流れ

- ① 無期雇用転換制度を整備
- ② 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置（※²）を1つ以上実施
- ③ 転換計画の作成、機構への計画申請
- ④ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑤ 機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
- ・生産性要件を満たす場合※⁴には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）

※¹旧定年年齢とは・・・

就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢

※²高齢者雇用管理に関する措置とは・・・

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b) 作業施設・方法の改善 (c) 健康管理、安全衛生の配慮
(d) 職域の拡大 (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (f) 賃金体系の見直し (g) 勤務時間制度の弾力化のいずれか

※³60歳以上の被保険者とは・・・

当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

※⁴生産性要件を満たす場合とは・・・

『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと）が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} + \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}} \quad (\text{企業の場合})$$



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構
岐阜支部 高年齢・障害者業務課

(TEL: 058-265-5823)

■お問合わせや申請は、都道府県支部高年齢・障害者業務課（東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課）までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もごさいますので、詳しくはホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）をご覧ください。